

ささえ愛ネットワーク模擬訓練2024

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096(248)1126

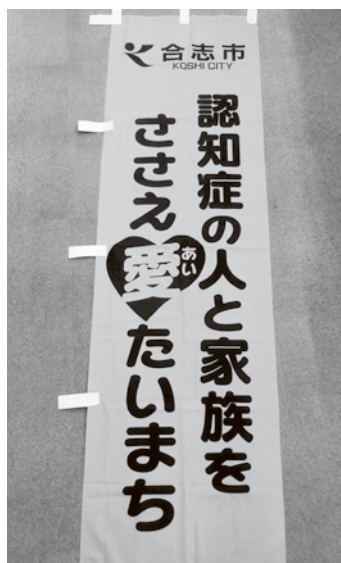
近年、認知症により行方不明となる高齢者が増え、地域での見守りが欠かせなくなっています。

ささえ愛ネットワーク模擬訓練は、認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を地域みんなで見守るための取り組みです。

認知症により行方不明者が発生した場合を想定し、地域の皆さんが声のかけ方や通報の仕方を学ぶ訓練です。

▼参加方法

当日会場に直接お越しください。



とき	11月30日(土)	ところ	内容
第1部	午前9時から	合志南小学校体育館	認知症の人や家族への接し方を学びます。
第2部	午前10時30分から 11時15分	合志南小学校区内の道 (オレンジ色の旗を立てています)	認知症により行方不明者が発生した場合を想定し、声かけ訓練を行ないます。

市税は暮らしを支える大切な資源です

市の財政は市民の皆さんからの市税で賄っています。市税は、教育・福祉などの住民サービス、道路や公共施設の整備維持などさまざまな事業を進めるための大切な財源であり、皆さんの日々の生活を支えています。

市税の滞納が増えると、滞納金の回収にコストがかかり、期限内に納付した人の税金が滞納解消のために使われることとなります。安定した市民サービス提供のために、市民の皆さんの期限内納付が重要です。

さまざまな納付方法

▼スマートフォン決済
アプリバーコードが印字されている使用期限内の納付書は、スマートフォン決済アプリを利用して納付ができるサービスです。

▼二次元コード決済
住民税(普徴)、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税に限り、使用期限内の納付書に印刷されている



▲市ホームページ



▲市ホームページ

二次元コードから、キャッシュレス決済で納付ができます。

▼コンビニエンスストア

夜間や休日でも納付書(期限内のものに限る)があれば納付できます。

▼日曜開庁

第2・4日曜日、午前9時～午後1時まで税務課で納付できます。

▼便利で確実な口座振替がおすすめ

一度口座振替の手続きをすると自動的に口座から引き落としされ、払い忘れなどもなく安心です。翌年以降も継続されるため、更新する手間もありません。

▼口座振替の申し込み方法

・持っていくもの
通帳、届け出印、納付書

・申込窓口

税務課、西合志総合窓口(御代志市民センター)、須屋支所、泉ヶ丘支所、市内金融機関

※申し込みから口座振替まで1～2カ月程度かかります

※郵送での手続きを希望する人は税務課へ問い合わせください

※Web口座振替受付サービスが利用できるようになります。スマートフォンやパソコン、タブレット端末などからインターネットを利用して口座振替の申し込みができます



▲Web口座振替受付サービス

未納を放っておくとこんなことに

▶財産の差し押さえの実施

期限内に納付がなされずに市税などが滞納された状態になると、督促状を発送します。発送後も納付がない場合は、財産を調査し、財産の差し押さえなどをします。

▶差し押さえ対象の例

預貯金・給与・生命保険・不動産・自動車・国税還付金など

給与・年金の差し押え



完納になるまで、法律による計算方法で算出された金額を取り立てます

自動車の差し押え



所有している自動車をタイヤロックなどにより差し押さえ、公売で換価・売却します

各種債券の差し押え



生命保険の解約返戻金やアパートの敷金などの金銭債券を差し押さえ、取り立てます

期限内の納付が難しいときは、お早めにご相談ください

災害、事業の廃止、失業、病気、その他のやむを得ない事情により税金の納付が困難な人は、生活収支や財産の状況をお聞きし、分割納付などにより期限を猶予することができる場合があります。



▶注意

これらは、“やむを得ない事情”にはあたりません

- ・住宅や自動車ローンなどの返済(個人資産の形成)
- ・収入に見合わない生活の維持または浪費
- ・ギャンブルや趣味への投資

成年後見制度に関する相談会

●問い合わせ先 高齢者支援課 包括支援センター班 ☎096(248)1126

成年後見制度とは、認知症や障がいなどによって判断能力が十分でない人が、財産管理や施設の入所契約などを自分で行なうことが難しい場合に、本人が不利益を受けないよう支援し保護する制度です。成年後見制度に関する疑問や心配、悩みなどの相談に司法書士が応じます。

▼相談例

・成年後見制度について知りたい
・自分が認知症になった時が心配
・認知症や障がいのある家族のことが心配 など

▼とき 12月9日(月) 午前中

※予約制

▼ところ 市役所1階相談室

▼申込方法 電話

協働のまちづくりを推進

まちづくり団体の設立を支援します

●問い合わせ先 企画課 企画広報班 ☎096(248)1813

市では、まちづくり活動のために新規設立する市民団体へ、補助金を交付しています。

▼補助金額(設立初年度に限る)

1団体当たり10万円

▼対象(次の全てに該当する団体)

・市内を活動拠点とし、活動を開始する新規団体
・構成員の過半数が本市に在住または在勤で、5人以上の団体

・会則、事業計画・予算および決算を示すことができる団体
・入会に制限のない団体
・設立にあたり、他の公的助成を受けていない団体
・地域づくりネットワークに加入できる団体
詳しくは、市ホームページを確認するか、お尋ねください。



▲市ホームページ